

2013 年度海外制度調査

# 加工食品の輸入制度 (インドネシア)

2013年12月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

ジャカルタ事務所

## 目次

<b>1. 加工食品に関する規制・手続き</b> .....	<b>1</b>
1-1. 輸入者の要件.....	1
1-2. 事前登録手続き.....	2
1-3. 輸入禁止品目.....	5
1-4. 検疫または検査手続き.....	5
1-5. 宗教上の禁制品.....	6
<b>2. 食品のラベル表示規制</b> .....	<b>7</b>
2-1. 表示言語.....	7
2-2. 品名.....	7
2-3. 販売業者の名前・住所.....	7
2-4. 原料品名／成分表記.....	7
2-5. 栄養表記／カロリー表記.....	9
2-6. アレルゲン表記.....	10
2-7. 賞味期限/消費期限/製造日の表記.....	10
2-8. 容量の表記方法／内容量についての誤差の許容範囲.....	10
2-9. 表示場所／文字サイズ.....	11
2-10. ラベル表示義務の適用.....	11
2-11. その他の留意事項.....	12
<b>3. 食品の包装に関する規制</b> .....	<b>14</b>
3-1. 包装容器の素材に関する規格基準.....	14
3-2. 包装方法に関する規格基準.....	14
<b>4. 食品添加物に関する規制</b> .....	<b>14</b>
4-1. 食品添加物の使用規制.....	14
4-2. 使用が禁止されている食品添加物.....	15
4-3. 認可食品添加物.....	16
4-4. 食品添加物リストに明示されていない新成分の扱い.....	17
<b>5. 残留農薬に関する規制</b> .....	<b>17</b>
<b>6. その他の留意点・参考情報</b> .....	<b>18</b>
6-1. 有機加工食品.....	18
6-2. 遺伝子組み換え食品.....	18
6-3. 放射線照射食品.....	19
6-4. 機能食品.....	20

7. 問い合わせ先リスト .....	20
7-1. 関係官庁 .....	20
7-2. 食品検査機関.....	21
7-3. 業界団体 .....	21

**本報告書の利用についての注意・免責事項**

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 1. 加工食品に関する規制・手続き

### 1-1. 輸入者の要件

一般の食品輸入には商業省の輸入業者認定番号（外国投資会社の場合は投資調整庁（BKPM）が発行）、会社登録証、財務省関税総局の通関基本番号、納税者番号等を保有していることが必要である。

このほか、HSコード10桁ベースで対象となる食品や飲料219品目の輸入については、2015年末まで商業大臣より特定製品登録輸入業者（IT-Produk Tertentu）の指名を受けることが義務付けられている（2012年12月27日付け商業大臣規定No. 83/M-DAG/PER/12/2012（2013年9月30日付商業大臣規定No. 61/M-DAG/PER/9/2013にて変更、

<http://www.kemendag.go.id/id/newsroom/regulations>）。指名の取得には下記の書類を添付して商業省の商業サービスユニット（UPP）調整・実行官宛て申請し、IT-Produk Tertentuとしての指名書入手する必要がある。

- a. 輸入業者認定番号（API）コピー
- b. 商業省の会社登録証（TDP）コピー
- c. 納税者番号（NPWP）コピー
- d. 特別輸入業者登録番号（NPIK）コピー（NPIKの取得が義務付けられるとうもろこし、コムメ、小麦、砂糖といった特定品目の場合）
- e. 通関基本番号（NIK）コピー
- f. 向こう1年間の輸入計画、数量・輸入品の種類・HSコード・目的港など

これら特定製品の輸入に際しては、輸出国での船積み前検査が義務付けられている。また、搬入港は以下の主要都市の港か国際空港に限られる。

- a. 海洋港： ブラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港（ジャカルタ）、タンジュンマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、ドゥマイ港（リアウ州）、ジャヤプラ港（パプア州）、タラカン港（カリマンタン）、クルン・グク港（北アチェ）
- b. 空港： クアラナム空港（北スマトラ州メダン）、スカルノハッタ空港（ジャカルタ）、アフマッドヤニ空港（中部ジャワ州スマラン）、ジュアンダ空港（東ジャワ州スラバヤ）、ハサヌディン空港（南スラウェシ州マカッサル）

また、野菜など特定の農園作物製品の輸入には、加工品も含め、作物製品登録輸入業者（IT-Produk Holtikultura）として商業省に指名されていることが条件である（2013年3月20日

付け商業大臣規定No. 16/M-DAG/PER/4/2013（2013年8月30日付け商業大臣規定

No. 47/M-DAG/PER/8/2013で変更、

(<http://www.kemendag.go.id/id/newsroom/regulations>) )。対象品目はHSコード10桁ベースで39品目が指定されている。輸入に際しては別途、商業省で輸入承認を取得する必要がある。

同様に、HSコード10桁ベースで70品目の家畜加工品の輸入は、商業省から輸入承認を取得した業者に限定される（2013年8月30日付け商業大臣規定No. 46/M-DAG/PER/8/2013（2013年9月26日付け商業大臣規定No. 57/M-DAG/PER/9/2013で変更、

(<http://www.kemendag.go.id/id/newsroom/regulations>) )。

## 1-2. 事前登録手続き

加工食品には事前に国家食品・医薬品監督庁（BPOM）に登録し、登録承認書を取得することが義務づけられている（2011年12月5日付国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09955（2013年6月28日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定2013年第42号で変更）およびNo. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09956（2013年6月28日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定2013年第43号で変更））。食品の登録番号（輸入品はML番号、後述参照）が付与され、これを記載したラベルの承認も行われる。ラベルは輸入時には商品に添付されている必要があるため、食品の登録は輸入開始前に行なう必要がある。

ただし、常温での保存期間が7日以内のもの、サンプルや登録申請、調査、個人消費のために輸入される少量の加工食品、原料として利用され最終消費者に直接販売されないものは、登録義務の対象外である。

加工食品の登録は製品ごとに行われ、ラベルのデザイン、包装の種類、成分、生産者の名称や住所等を登録する。登録内容に変更があった場合、登録更新する必要がある。申請は輸入者あるいは販売者が行う。輸入者あるいは販売者は、輸入業あるいは販売業の事業認可を取得していること、該当する加工食品の海外の輸出企業からの指名書を保有していること、法規に準じた食品販売の条件を備えていることが条件である。一方、登録しようとする加工食品は、安全（微生物や化学物質などの含有量が基準以下）と品質、栄養素の基準を満たし、ラベルの表示条件を満たしていなければならない。

加工食品の登録は以下の手順で行われる。

### ① 販売設備の監査

当該加工食品の輸入者あるいは販売者が所在する地域を管轄する国家食品・医薬品監督庁の地方事務所によって行われる。監査は加工食品の登録ごと、同じ種類の食品ごとに1回受ける。種類が異なる加工食品については別途監査が必要である。監査結果

は申請者に通知され、同時に食品検査認証局に監査報告書のコピーが送付される。

② 申請者の登録

加工食品の登録申請は、電子登録を通じて行う（e-Registration）（2013年2月18日付国家食品・医薬品監督庁長官規定2013年第1号）。このため、申請者は申請前に、ユーザーIDとパスワードを取得しなければならない。国家食品・医薬品監督庁のウェブサイト <http://www.pom.go.id> で必要なデータを入力し、それを証明する以下の書類をアップロードする。国家食品・医薬品監督庁は審査をした後、ユーザーIDとパスワードを発行する。

- a. 申請書
- b. 責任者の誓約書
- c. 輸入業者認定番号（API）
- d. 事業許可（SIUP、外国投資の場合は投資調整庁が発行）
- e. 納税者番号（NPWP）
- f. 公正証書化された輸入委任状（輸入を委任する場合）
- g. 輸入予定のHSコード・リスト

③ 加工食品の登録申請

国家食品・医薬品監督庁のウェブサイト <http://www.pom.go.id> 中の e-Registration に、取得したユーザーIDとパスワードを用いてアクセスする。必要なデータを入力した後、必要書類を提出し申請する。

申請に必要な書類は以下の通りである（2011年12月5日付国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09955 およびNo. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09956）。

- a. 事業許可（SIUP）または輸入業者認定番号（API）
- b. 該当する加工食品を出す海外の会社からの指名書
- c. 衛生証明（Health Certificate）または販売許可証明（Certificate of Free Sale）
- d. ①の販売設備監査の結果
- e. 会社間の関係を示す証明書（必要であれば）
- f. 使用する成分あるいは原料のリスト
- g. 特定の原料に関する説明書
- h. 生産工程、またはGMP（適正製品規範）／HACCP（危害分析重要管理点、ハサップ）の認証
- i. 最終製品の分析証明（Certificate of Analysis）
- j. 保存期間に関する情報
- k. 製品コードに関する情報
- l. ラベルのデザイン

その他、商標認証、インドネシア国家規格（SNI）認証、有機認証、遺伝子組み換え作物（GMO）不使用の説明、放射能照射の説明、屠場の家畜管理番号、食品ラベルにおけるハラール表示の合意書などが必要な場合もある。

- ④ 書類審査審査には 10 営業日を要する（国家食品・医薬品監督庁長官規定 2013 年第 1 号）。

審査の結果、申請が受理された場合、申請者に審査継続のための銀行支払案内書を送付される。1 カ月以内に支払い手続きを行い、銀行送金の証明書を国家食品・医薬品監督庁に送付する。

追加の書類・データや確認のための書類やデータの提出が求められた場合は、要請から 7 営業日以内に提出する。

- ⑤ 継続審査

審査期間は食品の種類により 60 営業日から 150 営業日とされている。

「登録承認」あるいは「登録拒否」の結果が決定される。

審査で追加データを求められた場合は、国家食品・医薬品監督庁から要請書が発行されてから 50 日以内に提出する。

- ⑥ 登録承認書の発行

⑤の終了から 4 営業日以内とされている。

この時、ラベル記載内容と食品登録番号が付与される。海外生産品の登録番号は「BPOM RI ML...」、国内生産品は「BPOM RI MD...」で始まる。この番号は消費者にわかりやすいようにラベルに記載されなければならない。

- ⑦ 登録承認書の引き渡し

⑥の最終ラベル案と登録手数料支払い証明を提出して、登録承認書を受け取ることができる。

登録承認書の有効期間は 5 年間で、延長が可能である。

また、加工食品を含む HS コード 10 桁で 446 品目の食品に対しては、国内搬入の都度、国家食品・医薬品監督庁長官から輸入承認を得ることが義務付けられている（2013 年 5 月 6 日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定第 27 号 (<http://jdih.pom.go.id/>))。

食品の輸入承認の申請も国家食品・医薬品監督庁のウェブサイトで電子申請する。申請には以下の電子書類が必要である。

- a. 流通許可承認書

分析証明（少なくとも bets 番号／ロット番号／製品コード、製造年月日および/あるいは消費期限を記載する）分析証明の発行者が製造元によって異なる場合は製造者名も記載する）

- b. インボイス
- c. パッキングリスト
- d. B/L あるいは AWB
- e. 国家食品・医薬品監督庁への手数料（BNBP）支払い証明
- f. 製品名についての製造元からの証明（輸入書類に記載された製品名と流通許可に記載される製品名が異なる場合）
- g. 登録時に承認されたラベル
- h. 原産国の製造元からの証明（輸出業者と製造業者が異なる場合）
- i. 農業省からの輸入推薦状（家畜からの加工食品の場合）
- j. その他証明書類

なお、インドネシアに輸入される加工食品は残存保存期間が全体の最低 3 分の 2 でなくてはならない。

### 1-3. 輸入禁止品目

一部のアルコール含有飲料は輸入が禁止されている。このほか、ダイオキシン検出報告に基づきイタリア製モツァレラチーズの輸入が停止される（農業省畜産総局長回状 No. 02033/SE/H/F/04/2008）、鳥インフルエンザや口蹄疫の発生報告により中国からの家畜加工製品の輸入が停止される（2013 年 4 月 10 日付け農業大臣規定 No. 44/Permentan/OT. 140/4/2013 および 2013 年 5 月 24 日付け農業大臣規定 No. 51/Permentan/OT. 140/5/2013）など、随時、輸入の一時停止が発表されており、注意が必要である。

### 1-4. 検疫または検査手続き

HSコード第16類の品目には動物性製品輸入の検疫/検査義務が課されるものがある。検疫/検査の手順は以下のとおりである（1988年6月25日付け農業大臣決定書 No. 422/Kpts/LB. 720/6/1988）。

- ①インドネシアの輸入港到着2日前までに検疫ステーションに製品輸入計画を提出する。
- ②本大臣決定で定められた港/空港に入り、船下ろし前に検査を受ける。検査内容は必要書類や包装・封印の完備などで、以下の書類を完備する必要がある。

- a. 原産国政府による安全性証明書
- b. 疫病発生地域でない国の原産地証明書、当該国のインドネシア大使館での認証
- c. 輸送中に汚染されていないことの証明

③必要書類が完備し、梱包・封印に破損がなく、疾病を含有していない安全とみなされた製品は検疫ステーションから搬出が認められる

④包装・封印に破損があり、輸送中の汚染が認められ、人体や動物の健康を脅かすと予想される程度の状態の変化が見られ、疫病発生地域から到着した製品等は搬入が拒否されるか、廃棄処分される

⑤試験が必要と判断された製品は港/空港、ラボラトリーの施設等に留め置かれる

#### 1-5. 宗教上の禁制品

イスラム教徒が人口の9割近くを占める国柄、イスラム教で摂取が禁じられているものは、国内流通が禁止されることはないが、注意を要する。

たとえば、イスラム教では豚の摂取が禁じられているが、豚由来/含有食品については、安全性や品質、栄養およびラベルについての条件・規定を満たした上で、さらに豚由来/含有食品であることの明示を求められている（2010年6月30日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK. 03. 1. 23. 06. 10. 5166）（表示内容については、後述2-11-(4) 豚由来/含有食品のラベル参照）。

このほか、動物出自のゼラチン、グリセリン、酵素、油脂、コラーゲン、コロストロム、胚エキス、血液抽出成分、加水分解ヘモグロビン、ケラチン、毛抽出成分、胎盤、プロテイン、胸腺抽出成分、胸腺加水分解物、胃抽出成分、油脂、ショートニング、凝固材、乳剤、強固剤、I システイン、モノグリセリド、ジグリセリド、トリグリセリド を使用した加工食品も、その旨ラベル表示するよう規定している（国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK. 03. 1. 23. 06. 10. 5166）。また、何らかの認証を受けている場合は、その旨ラベルに表示するよう求めている。鶏肉、牛肉由来の食品については、ハラール認証を取得し、動物検疫条件を満たしていれば、ハラール食品として輸入できることが多い。

イスラム教徒の摂取が可能であることを示すハラール認証取得は任意である（2012年11月16日付け第18号食品法（<http://jdih.pom.go.id/>））。しかし、近年、食品のハラール表示は一般的になりつつあり、インドネシアに進出した、あるいは進出する日系食品メーカーの間でもハラール認証の取得が進んでいる。

ハラール認証を管理するイスラム指導者会議（MUI）は、MUI食品・医薬品・化粧品検討機関を設置し、インドネシアで認められるハラール認証を発行できる国内外の機関リストを発表

している。日本では日本ムスリム協会（〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-26-5バロール代々木1004号、Tel:+81-(0)3-3370-3476 Fax:+81-(0)3-3370-3420）が加工食品のハラール認証機関に指名されている（2013年7月更新リスト）。

## **2. 食品のラベル表示規制**

### **2-1. 表示言語**

ラベルの表示言語はインドネシア語、アラビア数字、アルファベット表記が原則である（ラベル一般指針についての2003年12月4日付け国家食品・医薬品監督庁長官決定No. HK 00.05.52.4321）。ただし、外国語の使用もある程度は認められる。

### **2-2. 品名**

製品名と商品名は必須義務記載事項の一つである（同決定No. HK 00.05.52.4321）。製品名は、インドネシア国家規格（SNI）を満たしている場合はそれに沿ったもの、SNIに定めのないもの場合は国家食品・医薬品監督庁長官の定めに従った製品名に準拠する必要がある。商品名には、その商品の中身を直接連想させる表現や誇大表現は使用が認められない。

### **2-3. 販売業者の名称・住所**

製造業者および輸入業者の名称と住所も必須記載事項である（同決定No. HK 00.05.52.4321）。ラベル主部に輸入業者およびディストリビューターの名称と住所を記載する。住所は都市名、郵便番号、国名のみでよい。製造業者の名称と住所はラベルの情報部でよい。（ラベル主部、情報部は後述2.9参照）

### **2-4. 原料品名／成分表記**

原料品名／成分表記もラベルの最低限記載事項の一つである（同決定No. HK 00.05.52.4321）。原料品名／成分表記は、ビタミン、ミネラル、その他追加栄養素を除き、使用量が多いものから記載する。使用添加物も原料品名と一緒に記載する。2012年7月12日付け保健大臣規定2012年第33号は、添加物を含有する食品のラベルには添加物のカテゴリー名を記載するよう規定している（カテゴリー名については後述4-1.参照）、特に酸化防止剤や人工甘味料、保存料、着色料、調味料の場合、添加物の種類も記載することを義務付けている。また、着色料使用の

場合はインデックス番号も記す。

一方、食品添加物を使用していない旨の表記は禁止された（2007年8月27日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK. 00. 06. 1. 52. 6635）。無添加を想起させる「bebas (free)」、 「tanpa (without)」、 「tidak mengandung (含まれていない)」といった表現も使用が禁じられている。

人工甘味料を含む食品についてはさらに、さまざまな注意書きの表示義務がある。原料品名/成分表記に「pemanis buatan (人口甘味料)」と記載し、人工甘味料の種類を明らかにし、食品1kgあたりに含まれる当該の人工甘味料の量をmgで示すよう定めている（国家食品・医薬品監督庁長官決定2003年No. HK 00. 05. 52. 4321、2004年10月21日付け国家食品・医薬品監督庁長官決定No. HK. 00. 05. 5. 1. 4547）。また、「Baik untuk menderita diabetes dan atau orang yang membutuhkan makanan berkalori rendah (糖尿病疾患患者および/あるいは低カロリー食品を必要とする者に適当)」との表記も必要である。

また、食品・医薬品監督庁長官規定2003年No. HK00. 05. 5. 1. 4547には以下のように定められている。

- アスパルテームを使用した食品には警告表示「Fenilketonuria:mengandung fenilalanin (フェニルケトン：フェニールアラニン含有)」を表示する。また、「フェニルケトン尿症患者の摂取には適しません」の一文を追加することを求めている（保健大臣規定2012年第33号）。

- 1日の摂取量がラクチトール20g、マンニトール20g、ソルビトール50gを超えることが予想される食品の場合は、行き過ぎた消費が慢性下痢の症状 (laksatif) を誘引する可能性があることを警告しなくてはならない。甘味料ポリオールを使用した食品にも「過剰に摂取すると、お腹がゆるくなることがあります」の一部追加が規定されている（保健大臣規定2012年第33号）。

- 以下の記載は認められる。

- ・ 歯垢の原因にならない
- ・ 低/ノン・カロリー食品であること（条件を満たしていれば）
- ・ 糖尿病などの疾患患者用の食品であること

このほか、5歳未満の児童や妊婦、授乳中の女性の消費は推奨しないとする一文も表示するよう義務付けている（保健大臣規定2012年第33号）。

また、香料を使用した食品について香料の種類あるいは成分、媒介剤が含有される場合は該当する媒介剤の種類を明らかにするよう規定している（保健大臣規定2012年第33号）。

キトサンを含む食品についても、成分表記に含めるよう規定されている（2007年8月23日付

け国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK. 00. 05. 52. 6581)。

## 2-5. 栄養表記/カロリー表記

1回の摂取目安量と1包装の量を明らかにしたうえで、下記それぞれの1回の摂取目安量あたりの栄養価と1日当たりのエネルギー摂取量目安 (2,000キロカロリー) に対する割合 (%) を記載する必要がある (国家食品・医薬品監督庁長官決定2003年No. HK 00. 05. 52. 4321)。

- a. エネルギー総量 (単位はキロカロリー。脂肪・たんぱく質・炭水化物からのエネルギーの総量)
- b. 脂肪総量(g)
- c. たんぱく質 (g)
- d. 炭水化物総量 (g)
- e. ナトリウム
- f. 飽和脂肪 (g)
- g. コレステロール
- h. 食物繊維 (g)
- i. 砂糖 (g)
- j. ビタミンA(mg)
- k. ビタミンC(mg)
- l. カルシウム(mg)
- m. 鉄分(mg)
- n. ミネラル

なお、栄養素表示は義務とはされていない (同決定No. HK 00. 05. 52. 4321)。ただし、栄養表示をする場合、1回の摂取目安量と1包装の量、エネルギー総量と脂肪総量、たんぱく質、炭水化物総量、ナトリウムの表示は義務とされている (栄養価情報の記載指針である2005年1月17日付け国家食品・医薬品監督庁長官決定HK. 00. 06. 51. 0475 (2011年11月16日付け国家食品・医薬品監督庁No. HK. 03. 1. 23. 11. 09605で変更) )。

また、消費者を一般、0~6ヶ月児、7~23ヶ月児、2~5歳児、妊婦、授乳中の母親というグループに分け、摂取すべき31種の栄養素の基準量を示し、栄養含有の表示記載はこの基準に基づいた割合でなければならないとしている (栄養ラベル基準値についての2007年8月9

日付け国家食品・医薬品監督庁長官決定HK. 00. 05. 52. 6291)。

上記に記載のない場合にはCODEX基準（現在有効なのは2001年版、2002年国家食品・医薬品監督庁長官No. HK 00. 05. 5. 00617）に準ずる（以上、<http://jdih.pom.go.id/>）。

また、低カロリー、低脂肪、高ビタミン、高プロテイン、高ミネラルなど特定の栄養素の機能をうたう加工食品は、栄養価情報、用途、使用方法などを表示しなければならない（2011年12月1日付け国家食品・医薬品監督庁長官規則No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909）（後述6-3. 参照）。

また、DHAやARAの機能表示は禁止されている（2011年11月18日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK03. 1. 23. 11. 11. 09657）。

## 2-6. アレルゲン表記

特段の定めはない。

## 2-7. 賞味期限/消費期限/製造日の表記

ラベル一般指針についての2003年12月4日付け国家食品・医薬品監督庁長官決定No. HK 00. 05. 52. 4321により、賞味期限、製造日またはコードはラベルの必須義務記載事項の一つ。「Baik digunakan sebelum（賞味期限）」の表現で始まり、保存期間が3カ月以内のものは日・月・年を、3カ月超のものは月・年を表示する。記載はビンのふた、缶の底部、箱の上部、その他の部分に見やすく読みやすいように、また容易に破損する、あるいは消えることがないように記載する。「lihat di bagian bawah kaleng（缶の底部参照）」、「lihat tercantum pada tutup botol（ビンのふたの記載参照）」という表示方法でもよい。賞味期限が保存方法に左右される場合は、賞味期限の記載の近くに保存方法を合わせて記載する。

保存期間24時間以内のパンや菓子、またワインや酢など摂取可能な期間が長いものには賞味期限の記載は必要ない。ただし、製造日および/あるいは包装日を記載する。製造日は日・月・年で表示する。当該食品の生産履歴を説明する生産コードを付すこともある。

## 2-8. 容量の表記方法/内容量についての誤差の許容範囲

国家食品・医薬品監督庁長官決定No. HK 00. 05. 52. 4321により、内容量もラベルの必須記載

事項の一つである。ただし、誤差の許容範囲についての定めは特に見当たらない。

内容量は「主部ラベル（2-9. 参照）」に次の要領で記載する。

- ・ インドネシア語で、固形食品は「berat bersih」、液体食品は「isi bersih」と表示する（いずれも正味の意）（1969年第69号政令）。
- ・ 計算方法は、包装済み食品の平均重量から空の包装やふた、重層包装などの平均重量を差し引く。
- ・ 魚の缶詰など、水分に漬けられた固形食品は、総量のほかに「bobot tuntas（食品本体の重さ）」も表示する。これは内容量から水量を引いて算出する。
- ・ 粒上のものは、例えば「内容量1g、5粒@200mg」と表示する。

## 2-9. 表示場所/文字サイズ

同決定2003年No. HK 00. 05. 52. 4321により、次のように定められている。

- ・ ラベルは、製品名/商品名、内容量、製造業者あるいは輸入業者、登録番号（輸入品ML番号、1-2. 参照）から成る主部と、原料品名/成分表記、栄養素についての情報、賞味期限、その他から成る情報部とに分けられる。
- ・ 主部は包装の見やすい（読みやすい）場所に表示する。読みやすい表示とは、特別な場合を除き、小文字の「o」が1mm未満としないこととされている。警告文の場合は2mm以上である。瓶詰め食品、ラベルの面積が10cm<sup>2</sup>未満の場合は0.75mm以上とする。

ラベル主部の面積	文字の大きさ (最低)
32cm <sup>2</sup> 超 161cm <sup>2</sup> まで	3.2mm
161cm <sup>2</sup> 超 645cm <sup>2</sup> まで	4.8mm
645cm <sup>2</sup> 超 2,580cm <sup>2</sup> まで	6.4mm
2,580cm <sup>2</sup> 超	12.7mm

- ・ 果物や野菜、肉、魚のモチーフを配する場合は、それを原材料として使用しているもののみ認められる。
- ・ 使用方法、料理方法の記載が必要な食品の場合、ラベルの表面積が32cm<sup>2</sup>超の場合は文字の大きさは2mm以上、同32cm<sup>2</sup>以下の場合は1.6mm以上とされている。

## 2-10. ラベル表示義務の適用

輸入開始より前の加工食品の登録プロセスで最終的なラベルが決まることになっている（加工食品の国家食品・医薬品監督庁への登録について定めた2011年12月5日付国家食

品・医薬品監督庁長官規定 No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09955 および No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09956)。

## 2-11. その他の留意事項

### (1) 食品登録番号のラベル記載義務

国家食品・医薬品監督庁長官決定2003年No. HK 00. 05. 52. 4321は、輸入食品登録番号（輸入品はML番号、1-2. 参照）もラベルの最低限記載事項の一つと定めている。

### (2) 使用/保存方法の記載

同決定No. HK 00. 05. 52. 4321により、使用方法や保存方法の記載が必要な場合はそれを表示する。

### (3) ハラル表示

同決定2003年No. HK 00. 05. 52. 4321により、イスラム教で摂取が認められることを表明するハラル表示(右図)を食品に付す場合は、インドネシア・イスラム指導者協会（MUI）からハラル認証機関に指定された機関による認証を受けていること、また国家食品・医薬品監督庁からハラル表示についての承認を得ていることが条件。



### (4) 豚由来/含有食品のラベル

同決定2003年No. HK 00. 05. 52. 4321および国家食品・医薬品監督庁長官規定2010年No. HK. 03. 1. 23. 06. 10. 5166により、豚由来の原料を含む食品は、下図のように、「mengandung babi（豚含有の意）」を赤字で記載し、その横に豚の絵を配し、これらをさらに赤線の四角で囲む必要がある。文字のサイズは最低1.5mmで、ラベルの面積に比して適当な大ききさで示す必要がある。



### (5) コンデンスミルク含有食品の警告

保健大臣規定No. 76/Menkes/Per/XII/75によりコンデンスミルク含有食品には「Perhatian! Tidak cocok untuk bayi（注意！乳児には適さず）」と赤字で記載し、赤線で四角に囲む。

### (6) アルコール含有飲料

アルコール含有飲料は、ラベル主部に「MINUMAN BERALKOHOL（アルコール含有飲料）」、「DIBAWAH UMUR 21 TAHUN ATAU WANITA HAMIL DILARANG MINUM（21歳未満の者および妊婦の飲料は禁止）」と注意書きし、アルコール度数を表示しなければならない（国家食品・医薬品監督庁長官決定2003年No. HK 00. 05. 52. 4321）。

### (7) 遺伝子組み換え原材料含有食品

遺伝子組み換え食品流通許可決定に基づいて安全であることが表明された遺伝子組み換え

食品は、通常の食品ラベルの表示のほか「PANGAN PRODUK REKAYASA GENETIK（遺伝子組み換え食品の意）」の表示も義務付けられる（国家食品・医薬品監督庁長官決定 2003 年 No. HK 00.05.52.4321 および 2012 年 3 月 7 日付国家食品・医薬品監督庁長官規定 No. HK.03.1.23.03.12.1564）。複数種類の遺伝子組み換え製品を含有する場合、それぞれの含有比率も明らかにする。記載文字のサイズは、食品種類の名称や製品原料の名称と同様である。唯一の原料として1つの遺伝子組み換え製品を使用した食品の場合、表示はラベル主要部の食品種類の名称の次に記載する。複数の遺伝子組み換え製品を使用した食品の場合は、使用原材料の欄に、当該の食品原料の名称の次に記載する。

液体の遺伝子組み換え食品が取引される場合、または包装されていない状態で取引される遺伝子組み換え食品の場合は、その食品が遺伝子組み換え食品であるという情報を明確に提供しなければならない。容器の中、あるいは容器のそばにその情報を配し、容易に読める状態にしておかなければならない。

#### (8) 放射線照射食品

放射線照射食品については、包装され、インドネシア領域内で流通されるすべての放射線照射食品のラベルは、一般食品のラベル表示に関する法令規定をに順じるほか、以下の事項を記載する（1999 年第 69 号政令第 34 条、および 2009 年 8 月 28 日付保健大臣規則 No. 701/MENKES/PER/VIII/2009）。



- 所定のマーク（右図）と共に「RADURA:PANGAN IRADIASI（放射線照射食品）」の表示
- 放射線の照射目的は防虫、保存期間の延長、防バクテリアなど
- 放射線再照射が認められない場合は「TIDAK BOLEH DIRADIASI ULANG（放射線再照射禁止）」と記載
- 放射線照射機関の名称と住所（照射が食品製造者自身によって行われていない場合）
- 放射線が照射された年月日
- 放射線が照射された国

また、放射線照射された原材料を含む食品については、原材料名の表示部分で該当する原材料の後ろに「(iradiasi)」と付す、あるいは\*印を付して別の箇所に「\*bahan telah diiradiasi（この原料は放射線照射済みである）」と注意書きするだけでよい（国家食品・医薬品監督庁長官決定2003年No. HK 00.05.52.4321）。

バルク状の食品、または包装されていない食品で放射線が照射されているもの場合は、以下の情報を容器やその周辺の目につきやすく読みやすい場所に表示することが義務付けられる。

- ・ 「PANGAN IRADIASI」の一文

- ・ 照射の目的
- ・ 照射ロゴ

### 3. 食品の包装に関する規制

#### 3-1. 包装容器の素材に関する規格基準

2012年第18号食品法第83条に、人の健康に害を及ぼす汚染を放つ包装原料の使用の禁止規定がある。具体的には使用が禁止される食品包装原料および使用が認められる食品包装原料のリスト（基本原料と補完原料）が示されており、基本原料は食品のタイプと特定の使用状態に従う必要がある（食品包装原料についての2011年10月4日付け食品・医薬品監督庁長官規定No. HK. 03. 1. 23. 07. 11. 6664 (<http://jdih.pom.go.id/>)）。

上記リストにない原料は、安全性が検査された後、食品・医薬品監督庁長官の承認を得た後に使用できる。

再生プラスチック原料由来の食品包装は、再生プロセスを経たプラスチックの品質保証システムに適った再生プラスチックのみ使用できる。

また、食品包装原料の搬入監督についての2009年4月13日付け食品・医薬品監督庁長官規定No. HK00. 05. 1. 55. 1621 (<http://jdih.pom.go.id/>) にも、食品包装に使用することが認められる食品包装原料のリストがある。ただし、食品包装原料のインドネシア国内への搬入には、文書による食品・医薬品監督庁長官の承認が必要である。同承認は搬入 (shipment) 1件につき1回のみ有効である。

#### 3-2. 包装方法に関する規格基準

食品の包装は製品の腐食や破損を防止する、あるいは汚染から保護する機能を有するものである（2012年第18号食品法第16条）。

容器サイズの規格は、特にない。

### 4. 食品添加物に関する規制

#### 4-1. 食品添加物の使用規制

使用が禁止される添加物の使用、および定められた規制量を超えた添加物の使用は禁止される（2012年第18号食品法第75条）。具体的には、食品添加物についての保健大臣規定2012年第33号に、使用が認められる食品添加物のリストとそれらの使用規制量および使用が禁止される食品添加物のリストがある (<http://jdih.pom.go.id/>) 。

なお、保健大臣規定2012年第33号は、食品添加物のカテゴリーとして以下のものを挙げている。

1. 消泡剤 Antiforming agent
2. 凝結防止剤 Anticaking agent
3. 酸化防止剤 Antioxidant
4. 炭酸化剤 Carbonating agent
5. 溶解塩 Emulsifying salt
6. 梱包用ガス Packaging gas
7. 保潤剤 Humectant
8. 光沢剤 Glazing agent
9. 甘味料 Sweetener
10. 媒介剤 Carrier
11. ゲル化剤 Gelling agent
12. 起泡剤 Foaming agent
13. 酸度調整剤 Acidity regulator
14. 保存料 Preservative
15. 膨張剤 Raising agent
16. 乳化剤 Emulsifier
17. 増粘剤 Thickener
18. 固定剤 Firming agent
19. 調味料 Flavour enhancer
20. 増量剤 Bulking agent
21. 安定剤 Stabilizer
22. 保色剤 Colour retention agent
23. 香料 Flavouring
24. 小麦粉処理剤 Flour treatment agent
25. 着色料 Colour
26. 推進剤 Propellant
27. 隔離剤 Sequestrant

また、食品添加物を含む食品について、使用した添加物のカテゴリーをラベルに記載することを義務付けている（食品添加物のラベル表示については2-4. 参照）（保健大臣規定2012年第33号）。

#### 4-2. 使用が禁止されている食品添加物

保健大臣規定2012年第33号によって、使用が禁止される食品添加物のリストが改訂された

(<http://jdih.pom.go.id/>)。

人工甘味料の使用は、乳幼児、妊婦、授乳中の女性によって消費される特定の加工食品への人工甘味料の使用は禁止されている（国家食品・医薬品監督庁長官規定2004年 No. HK00. 05. 5. 1. 4547）。

また、乳幼児食品へのルテイン、ステインゴミエリン、ガングリオシドの添加は禁止されている（2011年11月18日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK03. 1. 23. 11. 11. 09657）。

#### 4-3. 認可食品添加物

保健大臣規定2012年第33号で使用が認められる食品添加物のリストが改訂された。これには使用量の上限のほか、使用目的の定めもある。また、個別の食品添加物の含有度規制が定められている（食品・医薬品監督庁長官規則2013年第4号から第25号まで、および第36号から第37号まで (<http://jdih.pom.go.id/>)）。これらは、炭酸化剤、保潤剤、媒介剤、小麦粉処理剤、酸度調整剤、固定剤、凝結防止剤、膨張在、光沢剤、消泡剤、推進剤、食品用増粘剤、梱包用ガス、隔離剤、ゲル化剤、乳化剤、保色剤、起泡剤、調味料、安定剤、増量剤、食品保存料、食品着色料、酸化防止剤などが含まれる。

このほかキトサンの食品への使用については国家食品・医薬品監督庁長官規定2007年 No. HK00. 05. 52. 6581により以下のように定められている。

- 食品に使用できる
- 食品の原材料としてのみ使用できる。
- 食品ラベルに成分として記載できる
- 使用による機能・効果は記載できない
- 他各種条件あり

人工甘味料の使用については、食品・医薬品監督庁長官規定2004年No. HK00. 05. 5. 1. 4547による以下の規定がある。

- 使用が認められる人工甘味料は13種、使用量規制もある。その他の人工甘味料の使用には国家食品・医薬品監督庁長官よりの承認が必要である
- 低カロリー食品（最低含有量40カロリーまで）、ノン・カロリー食品にも単独、あるいは混合で使用可能である

さらに、魚の油などから成るDHA（ドコヘキサエン酸）やARA（アラキドン酸）といった栄養素の添加を認め、その添加条件が定められている（2011年11月18日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK03. 1. 23. 11. 11. 09657）。DHAやARAを含有していることは、ラベル情報部の栄養素の項に記載する。

#### 4-4. 食品添加物リストに明示されていない新成分の扱い

食品添加物は国家食品・医薬品監督庁から流通許可を得た添加物のみ使用が可能である（保健大臣規定2012年第33号）。これに関し、人体に与える影響が未知の添加物の使用について政府は検査を行なう義務があり、この検査は流通許可の取得のために実施される（2012年第18号食品法第74条）。つまり、政府の検査で安全と認められた場合には、新成分の食品添加物に流通許可が発行され、初めてその新食品添加物を使用することができる。

使用が認められる食品添加物リストにない添加物を使用する場合のみならず、同リストにあるがその使用目的がリストに定められた目的と異なる場合は、国家食品・医薬品監督総局長の承認が必要である（1991年8月14日付け国家食品・医薬品監督総局長決定No. 02592/B/SK/VIII/91）。

同承認申請は、所定フォームに記入し、当該添加物およびラベルのサンプルと共に提出し、検査の後、承認／条件付き承認／拒否の決定が下される。

使用が承認された添加物は、承認書に記載された条件に従って使用する。

#### 5. 残留農薬に関する規制

残留農薬の規制は、原則としてCODEX基準（現行、2001年版、国家食品・医薬品監督庁長官2002年No. HK 00. 05. 5. 00617）が採用されている。残留農薬の監督を行う保健省と農業省は1996年に218種類の農薬について独自の残留/汚染上限も設けた（保健・農業大臣合同決定No. 881/Menkes/SKB/VIII/1996, No. 711/Kpts/TP. 270/8/96）。それに伴い、CODEX基準およびこの独自の規制の両方の基準を超える農産物の輸入および国内販売は禁止されている。また、残留農薬の検査も保健省と農業省が認可した試験所で行われる。

CODEX基準および保健・農業大臣合同決定No. 881/Menkes/SKB/VIII/1996, No. 711/Kpts/TP. 270/8/96に規定されていない農薬の残留は認められない。

一方、同決定No. 881/Menkes/SKB/VIII/1996, No. 711/Kpts/TP. 270/8/96に記載されている農薬には、それぞれ基準値/規制値が設定されている。

なお、食品の細菌・化学物質（マイコトクシンや重金属など）による汚染の種類と上限については、2009年10月28日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK. 00. 06. 1. 52. 4011に定めがある（<http://jdih.pom.go.id/>）。

## 6. その他の留意点・参考情報

### 6-1. 有機加工食品

2008年1月7日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定No. HK. 00. 06. 52. 0100

(<http://jdih.pom.go.id/>) は以下の通り定めている（有機加工食品に使用が認められる食品添加物他原料規定の一覧がある）。

- ・ 輸入される有機加工食品は、原産国所管庁が認めた認証機関が発行する有機認証を取得していなければならない。さらにそれがインドネシア所管庁によって認定されていないと認められない。
- ・ 有機加工食品は、加工プロセス過程で追加された水と塩を除いた総重量の少なくとも95%が純有機原料でなければならない。非有機原料は同5%以下に抑える必要がある。
- ・ 有機加工食品のみならず、有機加工食品に使用される原材料、添加物、その他の原料に至るまで放射線照射は認められない。
- ・ 遺伝子組み換え製品に由来するものの使用は認められない。
- ・ 条件を満たした有機加工食品のみ、そのラベルや広告に有機表示およびインドネシア有機ロゴの使用が認められる。有機表示は製品名の後ろに、製品名の文字サイズを超えない適切なサイズで表示する。

### 6-2. 遺伝子組み換え食品

2012年第18号食品法および2004年第28号政令により、遺伝子組み換え食品は流通前に安全性についての検査を受け、政府承認を受けた後に初めて製造・使用できるとされている。

遺伝子組み換え食品の流通については、国家食品・医薬品監督庁長官規定 2013 年 No. HK. 03. 1. 23. 03. 12. 1563 および No. HK. 03. 1. 23. 03. 12. 1564 が発行された。これによると、遺伝子組み換え食品には、上記の登録承認書のほか、国家食品・医薬品監督庁が証明書の形式で発行する遺伝子組み換え食品流通許可決定の取得が義務付けられる。

流通に際しては、遺伝子組み換え製品安全委員会による遺伝子組み換え食品安全性分析を受けることが義務付けられる。この分析は国家食品・医薬品監督庁長官規則 2013 年 No. HK. 03. 1. 23. 03. 12. 1563 の添付にある分析指針に基づき実施する。この分析に基づき遺伝子組み換え製品安全委員会は、国家食品医薬品監督庁長官宛て推薦状を発行する。さらに国家食品・医薬品監督庁はこの推薦状に基づき、上記の遺伝子組み換え食品流通許可決定の発行の是非を決定する。

遺伝子組み換え食品流通許可決定に基づいて安全であることが表明された遺伝子組み換

え食品は、通常の食品ラベルの表示のほか「PANGAN PRODUK REKAYASA GENETIK（「遺伝子組み換え食品」の意）の表示も義務付けられる。複数種類の遺伝子組み換え製品を含有する場合、それぞれの含有比率も明らかにする。記載文字のサイズは、食品種類の名称や製品原料の名称と同様である。唯一の原料として1つの遺伝子組み換え製品を使用した食品の場合、表示はラベル主要部の食品種類の名称の次に記載する。複数の遺伝子組み換え製品を使用した食品の場合は、使用原材料の欄に、当該の食品原料の名称の次に記載する。液体の遺伝子組み換え食品が取引される場合、または包装されていない状態で取引される遺伝子組み換え食品は、その食品が遺伝子組み換え食品であるという情報を明確に提供しなければならない。容器の中、あるいは容器のそばにその情報を配し、容易に読めるような状態にしておかなければならない。

### 6-3. 放射線照射食品

放射線照射食品は、安全性や品質、栄養の条件を満たさなければならないとされており、食品の種類別に放射線照射の目的と照射量の上限が規定されている（保健大臣規則 No. 701/MENKES/PER/VIII/2009およびその細則の2013年5月6日付国家食品・医薬品長官規則2013年第26号）。放射線がすでに照射された食品への放射線再照射は原則禁止されている。輸入された放射線照射食品は、原産国の当局が発行した放射線照射証明を有していなければならない。

放射線照射食品のラベルは、包装され、インドネシア領域内で流通されるすべての放射線照射食品の場合、一般食品のラベル表示に関する法令規定に順ずるほか、以下の事項を記載する。

- a. 「PANGAN IRADIASI（放射線照射食品の意）」の
- b. 放射線照射の目的
- c. 「TIDAK BOLEH RADIASI ULANG（放射線再照射禁止の意）」の（再照射が禁止される場合）
- d. 照射実行者の名称と住所、照射が食品製造者自身によって行われていない場合
- e. 照射年月日
- f. 照射が行われた国名
- g. 放射線照射のための専用ロゴ（右図）と「RADURA」の一文



放射線を照射された原材料を使用した加工食品は、使用原材料表示の当該原材料に放射線照射の旨を付記すればよい。

バルク状の食品、または包装されていない食品で放射線が照射されているものは、以下の情報を容器やその周辺の目につきやすく読みやすい場所に表示することが義務付けられる。

- ・ 「PANGAN IRADIASI」の一文
- ・ 照射の目的
- ・ 照射ロゴ

また、照射食品は、照射されていない食品と離して置く必要がある。

#### 6-4. 機能食品

国家食品・医薬品監督庁長官規則2011年No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909は、低カロリー、低脂肪、高ビタミン、高プロテイン、高ミネラルなど、特定の栄養素の含有度の高さや健康増進を特記する食品について定めているが、中でも栄養素の機能や罹患リスクの低下を謳う加工食品は機能食品に分類している。

栄養素の機能や健康増進をうたう加工食品は、1食あたり総脂肪量13g、コレステロール60mg、ナトリウム480g を超えてはならない。このほか国家食品・医薬品監督庁長官規則2011年No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909は、機能表示が認められる栄養素の種類や含有度などの条件について定めている。

### 7. 問い合わせ先リスト

#### 7-1. 関係官庁

##### 1) 保健省

住所 Jl. HR Rasuna Said Blok X.5, Kav. 4-9, Jakarta 12950, Indonesia.  
Tel +62-21-520-1587 Fax +62-21-520-1591 Web <http://www.depkes.go.id/>  
Email [pusdatin@kemkes.go.id](mailto:pusdatin@kemkes.go.id)

##### 2) 国家食品・医薬品監督庁 (BPOM)

住所 Jl. Percetakan Negara No.23, Jakarta 10560, Indonesia.  
Tel +62-21-424-4691, 4288-3309, 4288-3462 Fax +62-21-4263-333  
Web <http://www.pom.go.id> Email [ulpk@pom.go.id](mailto:ulpk@pom.go.id)

##### 3) 農業省

住所 Jl. Harsono RM. No. 3, Ragunan, Jakarta 12550, Indonesia  
Web <http://www.pertanian.go.id>  
Email [webmaster@deptan.go.id](mailto:webmaster@deptan.go.id)

##### 4) 農業検疫庁

住所 Jl. Harsono RM No.3, Gedung E lt. 5, Ragunan-Jakarta 12550-Indonesia

Tel 781-6480 Fax +62-21-781-6481

Web <http://karantina.depdag.go.id>

5) 商業省

住所 Jl. MI Ridwan Rais No.5, Jakarta 10110, INDONESIA

Tel +62-21-384-1961 Web <http://www.kemendag.go.id/>

6) インドネシア・イスラム指導者会議 (MUI)

住所 Jl. Proklamasi No.51, Jakarta, INDONESIA

Tel +62-21-391-8915 Web <http://www.mui.or.id>

## 7-2. 食品検査機関

1) 商業省物品品質監督・管理局品質管理試験センター

住所 Jl. Raya Bogor KM.26, Ciracas, Jakarta, INDONESIA

Tel +62-21-871-0321 Fax +62-21-871-0478

Web <http://ppmb.depdag.go.id/ppmbeng/>

2) 国営検査会社 PT Sucofindo (Customer Service)

住所 Graha SCUCOFINDO 1st Floor, Jl. Raya Pasar Minggu Kav. 34, Jakarta 12780, Indonesia.

Tel +62-21-798-6657 -6657 Fax +62-21-798-6473 -3888 Web <http://www.sucofindo.co.id/>

Email customer.service@sucofindo.co.id

3) 国家食品・医薬品監督庁

住所 Jl. Percetakan Negara No. 23, Jakarta 10560, Indonesia.

Tel +62-21-424-4691, 4288-3309, 4288-3462 Fax +62-21-4263-333

Web <http://www.pom.go.id> Email [ulpk@pom.go.id](mailto:ulpk@pom.go.id)

4) イスラム指導者会議食品・医薬品・化粧品検討機関 (LPPOM MUI)

住所 : Gedung Majelis Ulama Indonesia, Jl. Proklamasi No. 51 Menteng Jakarta Pusat, Indonesia. Tel +62-21-391-8917, Fax. +62-21-392-4667, Email [info@halalmui.org](mailto:info@halalmui.org),

sekretariatlppom@halalmui.org, Website <http://www.halalmui.org/>

## 7-3. 業界団体

1) インドネシア食品・飲料業者連盟 (GAPMMI)

住所 Gedung Annex 2<sup>nd</sup> Floor, Komplek PPM Management, Jl. Menteng Raya No.9-10, Jakarta Pusat 10340, Indonesia Tel +62-21-7032-2626 Fax +62-21-780-2627

Email [gapmmi@cbn.net.id](mailto:gapmmi@cbn.net.id) Web <http://www.gapmmi.or.id>

加工食品の輸入制度（インドネシア）

2013年12月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

---

Copyright(C) 2013 JETRO. All rights reserved.